

確認書類について

認可申請書時に、別途確認書類を求めることがあります。許可申請の手引きP131、169を参考に必要書類の提示をしてください。

[申請書類等の提出先及び山口県知事許可に関するお問い合わせ先]

事務所（申請窓口）	所在地	電話番号	管轄地域
岩国土木建築事務所 （総務課）	〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1	0827-29-1540	岩国市、和木町
柳井土木建築事務所 （総務課）	〒742-0031 柳井市南町 3-9-3	0820-22-0396	柳井市、周防大島町、上 関町、田布施町、 平生町
周南土木建築事務所 （総務課）	〒745-0004 周南市毛利町 2-38	0834-33-6471	周南市、下松市、光市
防府土木建築事務所 （総務課）	〒747-0801 防府市駅南町 13-40	0835-22-3485	防府市、山口市
宇部土木建築事務所 （総務課）	〒755-0033 宇部市琴芝町 1-1-50	0836-21-7125	宇部市、美祢市、 山陽小野田市
下関土木建築事務所 （総務課）	〒751-0823 下関市貴船町 3-2-1	083-223-7101	下関市
長門土木建築事務所 （総務課）	〒759-4101 長門市東深川 1875-1	0837-22-2920	長門市
萩土木建築事務所 （総務課）	〒758-0041 萩市江向添沖田 531-1	0838-22-0043	萩市、阿武町

認可申請書と添付書類一覧

山口県土木建築部

様式番号		書類の名称	要◎ 否×		
		「省略可能な書類」欄の記号について ●…必須提出書類 ○…相続人が建設業許可業者である場合は省略可能 △…相続人が建設業許可業者であり、記載事項に変更がない場合は省略可能 ◇…該当者のみ提出 —…不要			
山口県様式		認可申請書表紙	●		
申請書	第22号の10	相続認可申請書	●		
	別紙一	営業所一覧表	●		
	別紙二	営業所技術者等一覧表	●		
	—	被相続人と続柄を証する書類（戸籍謄本等）	●		
第2号		工事経歴書	○		
第3号		直前3年の各事業年度における工事施工金額	○		
第4号		使用人数	●		
第6号		誓約書	△		
添付書類	役員等	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	△	
		第7号別紙	常勤役員等の略歴書	△	
	い ず れ か	役員等+補佐	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	△
			第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書	△
		—	第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	△
			—	組織図（全社的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に補佐する者の位置付けが明確なもの。）	△
	第7号の3		健康保険等の加入状況（注1）	◇	
	—		建設業法施行規則第7条第2号イからハまでに規定する届書を提出したことを証する書面（注2）	◇	
	第22号の11		誓約書（注3）	◇	
	第11号		建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（注4）（注5）	●	
第12号		許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（注6）	△		
第13号		建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注5）（注7）	△		
—		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注8）（注9）	△		
—		成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）（注8）	△		
第18号		貸借対照表（個人）	○		
第19号		損益計算書（個人）	○		
—		登記事項証明書（注10）	△		
第20号		営業の沿革	●		
第20号の2		所属建設業者団体	△		
—		納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（注11）	○		
第20号の3		主要取引金融機関名	△		
—		申請者以外の相続人の同意書（注12）	◇		
—		金融機関の預金残高証明書または融資証明書（注13）	●		

※認可申請の内容を確認するために上記の表以外の書類の提出をお願いする場合があります。

(注1) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、すでに適用事業所等に係る届出の提出を行っている場合のみ、提出が必要です。

(注2) 健康保険等の加入状況（第7号の3）を提出する場合は、以下の書面を添付します。

項目	提出資料
健康保険及び厚生年金保険	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「標準報酬額決定通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類
雇用保険	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え又はこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類

(注3) 健康保険等の加入状況（第7号の3）を提出しない場合は、提出が必要です。

(注4) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」についてはP. 16を参照してください。

(注5) 該当する者がいない場合でも「該当なし」と記載し、提出します（省略はできません）。

(注6) 建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等については、作成を要しません。

(注7) 該当者がいない場合は作成不要です。また、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等の調書をもって建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書に代えることが出来るため、作成を要しません。

(注8) 役員（非常勤含む）、法定代理人、建設業法施行令第3条に規定する使用人について提出が必要です。

(注9) 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。詳細はP. 25～27を参照してください。

(注10) 登記事項証明書

個人事業で支配人登記がなされている場合においては登記事項証明書、個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書について添付することになります。

(注11) 事業税の納税証明書を添付します。

(注12) 申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に、申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載、押印した誓約書の提出が必要です。

(注13) 一般建設業の許可を受けている被相続人に係る認可において、相続人の許可取得後の営業期間が5年未満かつ直近の決算書の自己資本が500万円未満の場合添付します。

認可申請書と添付書類一覧

山口県土木建築部

様式番号	書類の名称 「省略可能な書類」欄の記号について ●…必須提出書類 ○…譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が建設業許可業者である場合は省略可能 △…譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が建設業許可業者であり、すでに提出した書類の記載事項に変更がない場合は省略可能 —…不要	要○ 否×		省略可能な書類				
		法人の場合	個人の場合	譲渡（譲受人）	合併（合併存続法人）	合併（合併により新設される法人）	分割（分割承継法人） （新設分割により設立される法人を除く。）	分割（新設分割により設立される法人に限る。）
山口県様式	認可申請書表紙	◎	◎	●	●	●	●	●
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書（注1）	◎	◎	●	—	—	—	—
別紙一	役員等の一覧表	◎	×	●	—	—	—	—
別紙二	営業所一覧表	◎	◎	●	—	—	—	—
別紙三	営業所技術者等一覧表	◎	◎	●	—	—	—	—
第22号の7	合併認可申請書（注2）	◎	×	—	●	●	—	—
別紙一	役員等の一覧表	◎	×	—	●	●	—	—
別紙二	営業所一覧表	◎	×	—	●	●	—	—
別紙三	営業所技術者等一覧表	◎	×	—	●	●	—	—
第22号の8	分割認可申請書（注3）	◎	×	—	—	—	●	●
別紙一	役員等の一覧表	◎	×	—	—	—	●	●
別紙二	営業所一覧表	◎	×	—	—	—	●	●
別紙三	営業所技術者等一覧表	◎	×	—	—	—	●	●
第2号	工事経歴書	◎	◎	○	○	—	○	—
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	○	○	—	○	—
第4号	使用人数	◎	◎	●	●	●	●	●
第6号	誓約書	◎	◎	△	△	●	△	●
い ず れ か の 補 佐	第7号 役員等	◎	◎	△	△	●	△	●
	第7号別紙	◎	◎	△	△	●	△	●
	第7号の2	◎	◎	△	△	—	△	—
	第7号の2別紙1	◎	◎	△	△	—	△	—
	第7号の2別紙2	◎	◎	△	△	—	△	—
—	組織図（全社的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に補佐する者の位置付けが明確なもの。）	◎	◎	△	△	—	△	—
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（注4）（注5）	◎	◎	●	●	●	●	●
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（注6）	◎	◎	△	△	●	△	●
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注5）（注7）	◎	◎	△	△	●	△	●
—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注8）（注9）	◎	◎	△	△	●	△	●
—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）（注8）	◎	◎	△	△	●	△	●
—	定款	◎	×	△	△	●	△	●
第14号	株主（出資者）調書	◎	×	△	△	●	△	●
第15号	貸借対照表	◎	×	○	○	—	○	—
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	◎	×	○	○	—	○	—
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×	○	○	—	○	—
第17号の2	注記表	◎	×	○	○	—	○	—
第17号の3	附属明細表（注10）	◎	×	○	○	—	○	—
第18号	貸借対照表（個人）	×	◎	○	—	—	—	—
第19号	損益計算書（個人）	×	◎	○	—	—	—	—
—	登記事項証明書（注11）	◎	◎	△	△	—	△	—
第20号	営業の沿革	◎	◎	●	●	—	●	—
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎	△	△	—	△	—
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（注12）	◎	◎	○	○	—	○	—
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎	△	△	●	△	●
第22号の6	誓約書	◎	◎	●	●	●	●	●
—	譲渡及び譲受けに関する契約書（写し）	◎	◎	●	—	—	—	—
—	譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類（注13）	◎	◎	●	—	—	—	—
—	合併の方法及び条件が記載された書類	◎	×	—	●	●	—	—
—	合併契約書（写し）及び合併比率説明書	◎	×	—	●	●	—	—
—	合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類	◎	×	—	●	●	—	—
—	分割の方法及び条件が記載された書類	◎	×	—	—	—	●	●
—	分割契約書（新設分割の場合は分割計画書）（写し）及び分割比率説明書	◎	×	—	—	—	●	●
—	分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類	◎	×	—	—	—	●	●
—	金融機関の預金残高証明書または融資証明書（注15）	◎	◎	●	●	—	●	—

※認可申請の内容を確認するために上記の表以外の書類の提出をお願いする場合があります。

- (注1) 譲渡人及び譲受人の連署が必要です。
- (注2) 合併消滅法人（建設業者）、建設業者以外の合併消滅法人及び合併存続法人の連署が必要です。
- (注3) 分割被承継法人（建設業者）、建設業者以外の分割被承継法人及び分割承継法人の連署が必要です。（新設分割の場合で、分割被承継法人（建設業者）が1者の場合は、分割被承継法人（建設業者）の署名が必要です。）
- (注4) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」についてはP. 16を参照してください。
- (注5) 該当する者がいない場合でも「該当なし」と記載し、提出します（省略はできません）。
- (注6) 建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等については、作成を要しません。
- (注7) 該当者がいない場合は作成不要です。また、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等の調書をもって建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書に代えることが出来るため、作成を要しません。
- (注8) 役員（非常勤含む）、法定代理人、建設業法施行令第3条に規定する使用人について提出が必要です。
- (注9) 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。詳細はP. 25～27を参照してください。
- (注10) 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
- ① 資本金の額が1億円超であるもの
 - ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- (注11) 登記事項証明書
商業登記がなされている場合においては登記事項証明書（個人事業で支配人登記がなされている場合を含む。）、個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書についても添付することになります。
- (注12) 事業税の納税証明書を添付します。
- (注13) 譲渡人又は譲受人が法人である場合のみ提出が必要です。
- (注14) 譲受人が個人であっても、譲渡人が法人であれば提出が必要です。
- (注15) 一般建設業の許可を受けている被承継人に係る認可において、承継人の許可取得後の営業期間が5年未満かつ直近の決算書の自己資本が500万円未満の場合添付します。